延岡市住宅再生リフォーム商品券事業実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、現住居を対象として、適正なリフォーム等による居住環境の改善、良好な住環境の整備による空き家化の抑制又は除却による周辺の住環境の改善に寄与すると認められる工事等を促すことを目的とする延岡市住宅再生リフォーム商品券事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　住宅　居住の用に供する部分を有する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物をいう。）であって、居住部分の床面積が、当該建築物の延べ面積の２分の１以上であるものをいう。

⑵　空き家　用途が住宅であって、現に人の利用がないと認められるものをいう。

⑶　所有者等　住宅又は空き家（以下「住宅等」という。以下同じ。）の所有者等は、次のいずれかに掲げる者（私人に限る。）をいう。

　ア　登記名義人である者

イ　住宅等が未登記のときは、固定資産税の納税義務者である者

ウ　登記名義人が死亡しているときは、法定相続権を有すると認められる者。ただし、遺産分割協議が整っているときは、当該協議による者。

⑷　リフォーム等　住宅の修繕、補修、模様替えその他の工事又は空き家の除却工事であって、次に掲げるものをいう。

ア　増築、改築又は減築（車庫その他付属建築物は除く。以下同じ。）

イ　構造材の補強、取替

ウ　立ち狂いの補修（地盤沈下によるものを含む。）

エ　しろあり防除

オ　階段の付け替え、新設

カ　屋根の葺き替え又は塗装

キ　外壁の張り変え、塗装又は断熱材の設置（雨漏り補修を含む。）

ク　間仕切り壁の新設又は変更

ケ　屋内の壁紙や床の張り替え又は塗装

コ　天井の張り替え（下地を含む。）

サ　建具の新設又は取り換え

シ　襖や障子の張り替え又は畳の取換え（表替えを含む。）

ス　雨樋（雨水埋設管を含む。）の修理

セ　窓ガラスの補修、取り換え

ソ　屋内のバリアフリー化工事（介護用リフトの新設を含む。）

タ　システムキッチンの新設、補修又は取り換え（一体型のコンロ及び食器洗い乾燥機の取り換えを含む。）

チ　風呂、台所又はトイレの水回り工事（洋式便座の取り換えのみの工事は除く。）

ツ　給湯設備の新設、補修又は取り換え

テ　照明器具（埋込タイプに限る。）の新設又は取り換え

ト　エアコン（窓用エアコン及び移動可能なものは除く。）の新設又は取り換え

ナ　深夜電力を利用した給湯器（エコキュートなど）の新設又は取り換え

ニ　太陽熱温水器の新設又は取り換え

ヌ　太陽光発電システムの新設又は取り換え

ネ　家庭用燃料電池の新設又は取り換え

ノ　衣類乾燥機の新設又は取り換え（配管設備工事を伴うものに限る。）

ハ　門扉、囲障及び擁壁の補修、築造替え

ヒ　門扉又は駐車スペースから玄関又は介助等を要する者の室の外部への出入口ま　でのバリアフリー化（舗装、スロープ及び介護用リフトの設置を含む。）

フ　敷地内の上下水道管、ガス管及び電線（分電盤を含み、通信線は除く。）の補修又は取り換え

ヘ　住宅が存する敷地内の樹木類の伐木又は伐根

ホ　除却工事（主として空き家を解体するものに限る。）

マ　その他住宅の修繕、模様替えその他住環境の改善のために行う工事であると認められるものであって、延岡市長と協議を終えたもの

⑷　販売者　延岡市住宅再生リフォーム商品券事業業務を受託した事業者をいう。

⑸　取扱店　市内でリフォーム等に関する事業を営んでいる者（支店又は営業所を含む。）であって、次に掲げる者をいう。

　　ア　第16条第１項に規定する登録店の登録を受けた者

　　イ　前年度において、既に住宅リフォーム商品券取扱店の登録を受けている者

　　ウ　延岡市空家等の適正管理に係る補完工事を行うことができる事業者登録制度要綱第６条第１項に規定する空家等補完工事事業者登録簿に登録されている者

（商品券を購入することができる者）

第３条　延岡市住宅再生リフォーム商品券（以下「商品券」という。）を購入できる者（以下「購入対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者であること。

⑴　現に住宅に居住する所有者等又は空き家の所有者等であること。

⑵　市税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。

⑶　延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第２条第３号に規定する暴力団関係者でないこと。

（商品券の対象となる住宅等）

第４条　商品券の対象となる住宅等は、次のいずれにも該当するものであること。

⑴　昭和60年以前に建築された建築物であること。

⑵　延岡市内に存するものであること。

（商品券の対象となるリフォーム等）

第５条　商品券の対象となるリフォーム等は、次の各号の全てに該当する工事等（以下「対象工事」という。）とする。

⑴　対象住宅等のリフォーム等に要する経費が10万円以上であること。

⑵　取扱店が施工するリフォーム等であること。

⑶　リフォーム等が申込みのあった年度の２月末日までに完了すること。

⑷　リフォーム等が市の他の助成を受けていないこと。ただし、リフォーム等の施工箇所が重複しないときはこの限りではない。

（商品券の購入申込み）

第６条　商品券を購入しようとする者は、工事着工前に、延岡市住宅再生リフォーム商品券購入申込書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類と購入金額を添えて、販売者に提出しなければならない。

⑴　商品券を購入しようとする者の住民票

⑵　リフォーム等の見積書

⑶　リフォーム等を施工する前の現場写真

⑷　対象住宅等の所有者等であることが確認できる書類

⑸　その他市長が必要と認める書類

（商品券の販売）

第７条　販売者は、前条に規定する申込みがあったときは、当該書類の内容を審査し、商品券を販売すべきと認めたときは、商品券の額を確定し、速やかに商品券を販売しなければならない。

２　額面５万円の商品券を、４万５千円で１人に対し、申込みのあった年度において１回限り販売するものとし、１回当たりの販売枚数は10枚を限度とする。ただし、住宅等を共同で所有する場合は、その代表者に対してのみ販売するものとする。

３　商品券の販売は、予算の範囲内において、申込みのあった年度の１月末日までとする。

（商品券利用期限）

第８条　商品券の利用期限は、原則として、商品券の販売日から６か月以内とし、最終利用期限は当該年度の３月の第１週目の金曜日とする。

（権利譲渡の禁止）

第９条　第７条の規定により商品券の販売を受けた者（以下「利用者」という。）は、商品券を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（工事完了の報告）

第10条　取扱店は対象工事が完了し、代金の支払いを受けた場合、延岡市住宅再生リフォーム商品券工事完了報告書（様式第２号）に、次に掲げる書類を添えて、販売者に報告しなければならない。

⑴　施工中及び施工後の現場写真

⑵　換金予定の商品券

（工事完了の認定）

第11条　販売者は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに報告内容を審査し、工事完了の認定をするものとする。

２　市長又は販売者は、必要と認める場合は、対象工事の状況について、実地に調査を行うことができる。

（商品券の換金）

第12条　取扱店は、利用者から受け取った商品券について、前条の認定を受けた場合、当該年度の３月の第２週目の金曜日（その日が休日に当たるときは、その日以降に到来する休日でない最初の日）までに販売者が指定する金融機関等において換金を行うものとする。

（商品券換金の報告）

第13条　前条の金融機関等は、当該年度の３月20日（末日が休日の場合は翌営業日）までに販売者に換金を行った旨の報告を行うものとする。

（商品券の返還）

第14条　販売者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、延岡市住宅再生リフォーム商品券返還通知書（様式第３号）により、既に販売された商品券を返還させることができる。

⑴　偽りその他不正な手段により販売を受けたとき。

⑵　この要領に定める条件に適合しないと判明したとき。

２　前項の返還通知書の交付を受けた者は、速やかに商品券を返還しなければならない。

３　原則として、利用者から商品券の返還及び返金の申し出があっても、商品券の返還及び返金は不可とする。ただし、市長が特に必要があると認める時は、この限りではない。

（登録申請）

第15条　この要領の対象となるリフォーム等を行おうとする事業者は、事前に延岡市住宅再生リフォーム商品券取扱店登録申請書（様式第４号）に次の各号の定めに応じた書類を添えて、市長に申請しなければならない。

⑴　当該事業者が法人の場合　当該法人の所在証明書

⑵　当該事業者が個人の場合　当該個人の住民票

⑶　市税（国民健康保険税を含む。）の完納証明書

　（登録審査等）

第16条　市長は、前条の規定による申請を受けたときは、次のいずれにも該当するときは、登録店として登録店台帳に登録しなければならない。

⑴　市内の事業者（支店又は営業所を含む。）で、リフォーム等に関する事業を営んでいる者であること。

⑵　市税（国民健康保険税を含む。）の滞納がないこと。

⑶　延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第２条第３号に規定する暴力団関係者でないこと。

２　市長は、前項の登録をしたときは、登録店に延岡市住宅再生リフォーム商品券取扱店登録済通知書（様式第６号）を交付するとともに、販売者に登録店を登録したことを通知するものとする。

（取扱店の登録の取消し）

第17条　市長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、取扱店の登録を取り消すことができる。この場合においては、延岡市住宅再生リフォーム商品券取扱店登録取消通知書（様式第５号）により通知するものとする。

⑴　偽りその他不正な手段により登録を行ったとき。

⑵　この要領に定める条件に適合しないと判明したとき。

⑶　その他市長が登録店としてふさわしくないと認めたとき。

２　市長は、前項の規定により登録店を取り消したときは、速やかに販売者に通知するものとする。

３　第１項の規定により、登録を取り消された取扱店は、登録取消の日が属する年度の末日まで登録することができないものとする。

附　則

この要領は、令和７年６月１日から施行する。

　　附　則

この要領は、令和７年６月９日から施行する。